

平成 2 5 年 9 月 2 0 日

平成 2 5 年第 3 回 岬町議会定例会

第 3 日 会議録

平成25年第3回(9月)岬町議会定例会第3日会議録

○平成25年9月20日(金)午前11時10分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり13名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	奥 野 学
5番	田 島 乾 正	6番	竹 内 邦 博	7番	小 川 日出夫
9番	竹 原 伸 晃	10番	出 口 実	11番	道 工 晴 久
12番	豊 国 秀 行	13番	中 原 晶	14番	辻 下 正 純
15番	反 保 多喜男				

欠席議員 1名(8番 和田 勝 弘)

傍 聴 な し

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事	村 上 正 樹
副 町 長	中 口 守 可	まちづくり戦略室理事兼秘書調整担当課長	保 井 太 郎
教 育 長	笠 間 光 弘	まちづくり戦略室理事兼企画地域再生担当課長	西 啓 介
まちづくり戦略室長	南 康 明	まちづくり戦略室理事兼企画地域再生担当課長	早 野 清 隆
総務部長兼財政改革部長	白 井 保 二	総務部理事兼総務課長	中 田 道 徳
しあわせ創造部長	古 橋 重 和	財政改革部理事兼行革推進課長	四至本 直 秀
都市整備部長	末 原 光 喜	都市整備部理事兼二国推進課長	吉 田 一 人

教育次長	古谷	清	都市整備部理事 兼建築課長	木下	研一
水道事業理事	岡本	茂	都市整備部理事 兼建築課長	家永	淳
危機管理監	谷下	泰久	教委事務局理事兼 文化センター所長兼 青少年センター所長	一本	稔明
			まちづくり戦略室 秘書人事担当課長	今坂	嘉文

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長	大山	鐵男	議会事務局主幹	増田	明
--------	----	----	---------	----	---

議事日程

- 日程1 三常任委員長報告
- 日程2 追加議案第74号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件
- 日程3 意見書案第1号 道州制導入に断固反対する意見書(案)
- 日程4 意見書案第2号 深日港の活性化について要望意見書(案)

(午前11時10分 開議)

○田島乾正議長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成25年第3回岬町議会定例会3日目を開会いたします。

ただいまの時刻、午前11時10分です。本日の出席議員は13名です。欠席議員は1名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○田島乾正議長 日程1、三常任委員長報告を行います。

過日9月4日の本会議において総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただいたその結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、出口 実君。

○出口厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

9月4日の本会議において、本委員会に付託されました9件の議案については、9月6日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第49号、平成25年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第50号、平成25年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件については、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第51号、平成25年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第57号、延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する件については、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第61号、平成24年度岬町一般会計決算認定の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答、賛成討論があり、満場一致で認定されました。

議案第63号、平成24年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件については、委員会記録のとおり質疑応答、賛成討論があり、満場一致で認定されました。

議案第64号、平成24年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の件については、委員会記録のとおり質疑応答、反対討論があり、挙手多数で認定されました。

議案第67号、平成24年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で認定されました。

議案第68号、平成24年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された9議案は可決、認定すべきものと決定しております。以上で私の委員長報告を終わります。

○田島乾正議長 厚生委員長の報告が終わりました。

それでは厚生委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、竹内邦博君。

○竹内事業委員会委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をいたします。

9月4日の本会議において、本委員会に付託されました7件の議案については、9月10日及び9月17日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

議案第49号、平成25年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第54号、町道路線の認定の件については、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第57号、延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第61号、平成24年度一般会計決算認定の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答、賛成討論があり、満場一致で認定されましたが、委員から歳入の諸収入で海釣り公園納付金について質問した際に、海釣り公園における物品販売の1人当

たりの単価の答弁が間違っていることに訂正を求めるために、再度9月17日に委員会を開催いたしました。9月17日に開催した委員会記録は本日までに配付することができませんので、少し詳しく説明をさせていただきます。

9月10日開催の本委員会では、平成23年度における海釣り公園の物品販売の1人当たりの単価は約630円で、平成24年度における物品販売の1人当たりの単価は目標の1,000円を超えているとの答弁でございました。しかし、提出を求めた海釣り公園の経営状況の費用からは、物品販売の1人当たりの単価は目標の1,000円には到達していなかったため訂正を求めたものであります。

17日の委員会での答弁は、海釣り公園での物品販売の1人当たりの単価は約862円であると訂正し、その理由としては夏場の猛暑、冬の寒さによる等の悪天候により魚が減ったことにより釣り客が減り、売り上げが伸び悩んだとのことでした。委員からは、悪天候を理由にすむ問題ではなく売り上げを伸ばすために町が特段の努力をしたのか、単なる言い間違いにとどまるものではないとただしたのに対し、物品販売の1人当たりの単価が630円から1,000円という目標を設定したとのこと、釣り客をふやすためにドーム型の休憩施設を建設したとのこと、駐車場を増設したとのことでした。続いて再度討論を行い、反対討論があり、挙手多数で議案第61号は認定されました。

議案第65号、平成24年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

議案第66号、平成24年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

議案第72号、平成24年度岬町水道事業会計決算認定の件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で認定されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された7議案は可決、認定すべきものと決定しております。以上で私の委員長報告を終わらせていただきます。

○田島乾正議長 事業委員長の報告が終わりました。

それでは事業委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、竹原伸晃君。

○竹原総務文教委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をします。

9月4日の本会議において、本委員会に付託されました12件の議案については、9月11日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第49号、平成25年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第52号、平成25年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）の件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第53号、平成25年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第55号、岬町空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例の制定に関する件については、委員会記録のとおり出席委員全員からの活発な質疑応答があり、また賛成討論もあり、満場一致で可決されました。

議案第56号、岬町税条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第58号、岬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第61号、平成24年度岬町一般会計決算認定の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で認定されました。

議案第62号、平成24年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

議案第69号、平成24年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件から議案第71号、平成24年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件までの3件については一括議題とし、委員会記録のとおり質疑応答があり、3件とも満場一致で認定されました。

議案第73号、平成24年度阪南岬消防組合打切決算認定の件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された12議案ともに可決、認定すべきものと決定しております。以上で私の委員長報告を終わります。

○田島乾正議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは総務文教委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから議案第49号、平成25年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号、平成25年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件について起立により採決します。本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。三常任委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第49号は、原案のとおり可決されました。

議案第50号、平成25年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号、平成25年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件について起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第50号は、原案のとおり可決されました。

議案第51号、平成25年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号、平成25年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件について起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第51号は、原案のとおり可決されました。

議案第52号、平成25年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）の件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号、平成25年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）の件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第52号は、原案のとおり可決されました。

議案第53号、平成25年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号、平成25年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第53号は、原案のとおり可決されました。

議案第54号、町道路線の認定の件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号、町道路線の認定の件について起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第54号は、原案のとおり可決されました。

議案第55号、岬町空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例の制定に関する件について討論を行います。

討論ございませんか。まず原案に反対の方の許可をします。賛成ですか。

次に原案に賛成の方の発言を許可します。中原 晶君。

○中原 晶議員 本条例案の目的、趣旨の必要性については感じるところがありますので賛同いたしますが、運用上留意していただきたい点について、この場で意見を申し上げたいと思います。

本条例案の中には町民等の責務として管理不全な状態の空き家や空き地の報告義務を課している点、また立入調査や代執行などが含まれておりますので、行き過ぎた私権の制限とならないよう慎重な運用を求めたいと思います。

あわせて、撤去に係る費用に対する補助を行うなど、さらなる施策の充実を求めて賛同いたします。

○田島乾正議長 中原 晶君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号、岬町空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例の制定に関する件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第55号は、原案のとおり可決されました。

議案第56号、岬町税条例の一部を改正する件について討論を行います。

討論ございませんか。

○中原 晶議員 反対です。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 本議案では多少の住民の利益にかなうものが含まれていると認めるものでありますが、金融、証券税制の改定においては株式譲渡損の通算範囲を一層拡大するものであり、富裕層の税負担をさらに引き下げる優遇策と考え、格差拡大を促進するものとして反対するものであります。

○田島乾正議長 中原 晶君の反対討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号、岬町税条例の一部を改正する件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○田島乾正議長 起立多数です。よって議案第56号は、原案のとおり可決されました。

議案第57号、延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号、延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する件について起立により採決します。本件についての厚生委員長及び事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長及び事業委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第57号は、原案のとおり可決されました。

議案第58号、岬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する件について討論を行います。

討論ございませんか。

○中原 晶議員 賛成です。

○田島乾正議長 反対の方、ございませんか。なければ賛成討論、中原 晶君。

○中原 晶議員 総務文教委員会を傍聴させていただいております、消防団員の減少傾向が資料で確認をされ、岬町としても団員の募集にご苦勞と努力をされていることについては認めるところであります。非常備消防として住民の生命と財産を守る重要な役割を果たしている消防団が質・量ともに強化をされ、今後もその役割を十分発揮できるよう、町としてのさらなる努力を求めて賛同したいと思います。

○田島乾正議長 中原 晶君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号、岬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第58号は、原案のとおり可決されました。

議案第61号、平成24年度岬町一般会計決算認定の件について討論を行います。

討論ございませんか。反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○田島乾正議長 反対討論、中原 晶君。

○中原 晶議員 一般会計の決算ですか。

○田島乾正議長 一般会計決算です。中原 晶君。

○中原 晶議員 昨年度においては妊婦健診助成額の増額や子ども医療費の拡充、学童保育の高学年受け入れの準備など、子育て支援分野における施策の拡充など安心して出産・子育てができる環境を整えるための事業を充実させ、一定の努力は感じるところであります。子どもたちが学ぶ環境においても、校舎の耐震化や老朽化への対応などにより安全性の確保と整備が図られていると評価するところでもあります。しかしながら本決算認定に承認しかねる事案が含まれており、同意しかねると考えるものであります。

かねてより充実の必要性を訴えている就学援助については、生活保護費の切り捨てに伴い、就学援助においても基準引き下げの予測が示されました。就学援助は小学校では15.9%、中学校では18.4%と対象者の増加傾向が続いており、特に中学校では受給率の伸びが顕著となっています。

コミュニティバスについては運行の継続への意欲は前向きに評価するものでありますが、便数の減少に伴う利用者数の減少が顕著であり、利便性の向上に対する思い切った対応を求めるものであります。

緑ヶ丘住宅の建てかえについても、家賃の引き下げに対する緩和措置は設けられているものの不十分であると言わざるを得ません。

海釣り公園については、事業委員長に特段のご配慮をいただき、また委員の皆さんにも協力をいただきまして臨時委員会を開催していただきました。先ほど委員長報告で述べられたとおり、事は単なる言い間違いにはとどまらなないと考えるもので、政治的な責任が問われる問題であると考えられるものであります。私は1回目の事業委員会においては、海釣り公園の指定管理者が経営が困難な状況のもとでもおくれて、また分割によってでも町への納付金を納めるという事業者の努力を感じ、承認に同意したところであります。ところがドーム型休憩施設の建設による物品販売の目標が達成されていないことが判明し、その釈明についても得心できるものではありませんでした。悪天候と釣果の低下による釣り客の減少に対する町の対策に不十分さを感じたところであります。

子ども手当の減額や年少扶養控除の廃止など子育て世帯への負担増が進む上に、来月からはさらなる年金支給額の引き下げが行われます。来年4月からの消費税増税や社会保障分野の切り捨てが準備されるもとで、国の悪政から住民の暮らしを守ることが本旨である地方自治体の役割としては十分でない判断せざるを得ません。よって、本認定には同意しかねるものと考えます。

○田島乾正議長 中原 晶君の反対討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号、平成24年度岬町一般会計決算認定の件について起立により採決します。本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。三常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○田島乾正議長 起立多数です。よって議案第61号は、原案のとおり認定されました。

議案第62号、平成24年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号、平成24年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第62号は、原案のとおり認定されました。

議案第63号、平成24年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件について討論を行います。

討論ございませんか。反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○田島乾正議長 反対の方、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 なければ賛成、中原 晶君。

○中原 晶議員 昨年度の国民健康保険特別会計については、特定健診の集団健診を無料化するという思い切った対策や開業医の方々の努力などにより、特定健診の受診率の向上に結実したところと認めるものであります。何よりも加入者の強い願いである保険料引き上げの抑制に対する努力を評価したいと思います。残念ながら人間ドックの助成については金額の引き下げが行われ、受診者数が若干減少をしております。早期に助成金の増額をするよう求めて賛同したいと思います。

○田島乾正議長 中原 晶君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号、平成24年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件について起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第63号は、原案のとおり認定されました。

議案第64号、平成24年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の件について討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君、反対ですか。

○中原 晶議員 はい。

○田島乾正議長 どうぞ、反対討論。

○中原 晶議員 後期高齢者医療制度については、75歳という年齢による差別、2年ごとの天井知らずの保険料引き上げという苦しみに高齢者をさらすものとして、かねてから制度そのものを早期に撤廃するべきと主張してきたものであり、その立場から反対するものであります。

○田島乾正議長 中原 晶君の反対討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号、平成24年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の件について起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○田島乾正議長 起立多数です。よって議案第64号は、原案のとおり認定されました。

議案第65号、平成24年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号、平成24年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件について起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第65号は、原案のとおり認定されました。

議案第66号、平成24年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第66号、平成24年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件について起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第66号は、原案のとおり認定されました。

議案第67号、平成24年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)決算認定の件について討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○田島乾正議長 反対討論の方、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 なければ賛成、中原 晶君。

○中原 晶議員 昨年度においては、介護保険料の改定に当たり所得階層のさらなる細分化を行い、圧倒的多数の被保険者の保険料引き下げに尽力されたことには敬意を払うものであります。委員会でも議論をいたしました。来年度以降の軽度者の介護外しが不安視されるところであります。町として高齢者の尊厳を保持するという介護保険法の目的を達成するよう、最大限の努力を求めて賛同します。

○田島乾正議長 中原 晶君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第67号、平成24年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)決算認定の件について起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第67号は、原案のとおり認定されました。

議案第68号、平成24年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)決算認定の件に

ついて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第68号、平成24年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)決算認定の件について起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第68号は、原案のとおり認定されました。

議案第69号、平成24年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件について討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第69号、平成24年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第69号は、原案のとおり認定されました。

議案第70号、平成24年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件について討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第70号、平成24年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第70号は、原案のとおり認定されました。

議案第71号、平成24年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件について討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第71号、平成24年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第71号は、原案のとおり認定されました。

議案第72号、平成24年度岬町水道事業会計決算認定の件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第72号、平成24年度岬町水道事業会計決算認定の件について起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第72号は、原案のとおり認定されました。

議案第73号、平成24年度阪南岬消防組合打切決算認定の件について討論を行います。

討論ございませんか。反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○田島乾正議長 反対ですか。はい、どうぞ、中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては消防の広域化に伴うものであります。阪南岬消防組合として救急や災害に対し迅速な対応で住民の生命と財産を守るために尽力されてきたことには大いに敬意を払うものであります。しかしながら消防の広域化に対しては住民の生命と財産を守るための水準が低下するのではないかという懸念があり賛同しかねる立場でありますので、本決算認定にも賛同しかねるものであります。

○田島乾正議長 中原 晶君の反対討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第73号、平成24年度阪南岬消防組合打切決算認定の件について起立により採

決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○田島乾正議長 起立多数です。よって議案第73号は、原案のとおり認定されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件は全て議決されました。

各委員の皆さん、本当にご苦労さまでございました。

○田島乾正議長 日程2、議案第74号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 日程2、追加議案第74号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成25年政令第157号）及び国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第158号）が平成25年5月21日に制定され、平成25年5月24日に公布されたことに伴い、定年前に退職する意思を有する職員の募集に係る募集実施要項の記載事項等を定めるほか、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例が拡充されておりますので、それに準じて本条例に所要の改正を行うものであります。

今回の条例改正の内容についてご説明申し上げます。それでは職員の退職手当に関する条例の一部を改正する概要並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）及び新旧対照表をごらんください。

概要版資料の1つ目は、早期退職希望者の募集に関する規定の整備であります。早期退職希望者の募集について、募集実施要項の記載事項等を定めるとともに実施に当たって必要な事項を定めております。改正条例（案）においては、条例新旧対照表の10ページから14ページまでの第8条の次に第8条の2、定年前に退職する意思を有する職員の募集等を加える改正でございます。なお、施行期日は公布の日から施行します。

2つ目は、勸奨退職による退職を廃止し、それにかわって、さきに説明させていただきました募集実施要項による早期退職希望者の募集に伴う退職を認定したものの退職理由を応募認定退職

として新設し、退職理由の整備を行っております。概要版の資料の2におきまして改正前と改正後の退職理由を表にしておりますのでごらんください。改正前の第3条、第4条、第5条のそれぞれの退職理由から勸奨という理由を削除し、新たに第3条、第4条、第5条のそれぞれに応募認定退職（1号）を、第5条のみに応募認定退職（2号）を設けております。

ここで応募認定退職（1号）とは、改正後の第8条の2第1項第1号の定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集により認定された職員であります。また応募認定退職（2号）とは、改正後の条例第8条2第1項第2号の定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、職制の改廃または勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制または勤務公署に属する職員を対象として行う募集により認定された退職であります。改正条例（案）においては、条例新旧対照表の1ページから4ページまでの第3条から第5条まで、6ページの第5条の5及び9ページの第6条の4第4項の改正となります。なお、施行期日は平成25年11月1日から施行するものです。

3つ目は定年前早期退職者に対する割増率の拡充であり、従来は定年前15年以内の勤続25年以上の退職者について退職時の定年までの残年数1年当たり2%割り増しをしていたものを、同じく定年前15年以内の勤続20年以上の退職者について退職時の定年までの残年数1年当たり3%退職手当の基本額を割り増すことに改正しております。ただし定年前1年を除きます。改正条例（案）におきましては、条例新旧対照表の4ページから6ページまでの第5条の3及び7ページの第6条の3の改正となります。なお、施行期日は平成25年11月1日から施行するものです。

4つ目は経過措置でございます。改正条文の附則及び概要版の4をごらんください。経過措置につきましては、概要版の1による平成25年10月31日までに行う早期退職希望者の募集を、経過措置を設け先行募集を可能としています。ただし、平成25年10月31日までに行う募集での退職日については、平成25年11月1日以後とするものです。なお、施行期日は公布の日から施行するものです。

以上が改正条文の説明でございます。これらにつきましては職員組合と協議を行い、調整済みでございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第74号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第74号は、原案のとおり可決されました。

○田島乾正議長 日程3、意見書案第1号、道州制導入に断固反対する意見書(案)を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。岬町議会議員、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま議長の許可を得ましたので、意見書案第1号、道州制導入に断固反対する意見書(案)を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出いたします。

提出者、岬町議会議員、竹原伸晃。賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者 岬町議会議員 竹内 邦博

〃 奥野 学

〃 小川日出夫

〃 辻下 正純

〃 出口 実

〃 豊国 秀行

〃 道工 晴久

〃 反保多喜男

以上であります。

趣旨説明は、朗読によりかえさせていただきます。

道州制導入に断固反対する意見書(案)

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、本年4月15日には全国町村議会議長会が、

町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることはまことに遺憾であるとする緊急声明を行った。さらに7月18日には、道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府・国会に対し要請をしてきたところである。

しかしながら、与党においては道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また、野党の一部においては、既に道州制への移行のための改革基本法案を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど我々の要請を無視するかの動きを見せている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより再編成された基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって岬町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年9月20日、大阪府泉南郡岬町議会。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣副総理大臣、内閣官房長官、総務大臣であります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。ありがとうございます。

○田島乾正議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 この意見書に書かれている趣旨としては大いに賛同する立場ではありますが、1点確認をしておきたいことがありますので、お尋ねいたします。本文の下から3行目なんですが、国力の増強につながるという表現がなされておまして、この国力の増強というものが具体的には何を示しておられるのかお聞きしておきたいと思います。

○田島乾正議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 私が理解している範囲で答弁させていただきます。

国力の増強という文言につきましては、字のごとく国として、日本国として自治体が強くなれば日本が強くなるという、捉え方によっては国防軍とかそういうような感じかも知りませんが、自分の理解としては国の力が強くなると考えております。

○田島乾正議長 よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。反対ですか。

○川端啓子議員 はい。

○田島乾正議長 反対討論、川端啓子君。

○川端啓子議員 意見書案第1号、道州制導入に断固反対する意見書に公明党会派を代表して反対の立場で討論をさせていただきます。

公明党は、新しい国の形を目指し、地域主権型道州制を主張しております。今の日本は権限や財源の多くが国に集中しているため、中央政府による全国一律画一的な施策が実施され、多様化する社会の要望にきめ細かく応えることができなくなっております。

新しい国の形を目指し、公明党が主張する地域主権型道州制では、国と地方の役割分担を明確にして地域の潜在力を引き出し、地域のニーズに柔軟に対応した効率的、効果的な行政改革を進めていきます。この道州制が導入されれば、行政の効率化によって国家公務員や国会議員が大幅削減されるほか、各地方が移譲された権限、財源を生かして地域のニーズに合った本当に必要な施策を行えると期待されております。道州制は現在の47都道府県を廃止し、全国を10程度の道または州に再編、国・道州・基礎自治体である市町村の三層構造とし、国の役割は外交安全保障や通貨管理などに限定され、多くの権限や財源が道州と基礎自治体に移されると聞き及んでおります。

公明党は道州制導入を具体的に検討する体制を築く道州制推進基本法を早期に制定し、内閣への道州制推進本部設置を主張しておりますが、道州制推進基本法案についてはあくまでも道州制の是非を議論するための法案であり、道州制導入を前提としたものではないとの公明党の主張により、地方の意見を踏まえて議論を進めることを法案に盛り込んでおります。また、国民や地方の意見を議論に反映させる道州制国民会議の創設も訴えております。このような現状を踏まえた

ときに、道州制の推進については性急に反対せず、事の推移を見守るべきと考えます。よって公明党会派といたしましては、道州制導入に断固反対する意見書に異議を唱え、反対討論とさせていただきます。

○田島乾正議長 川端啓子君の反対討論が終わりました。

他に討論ございませんか。賛成ですか。中原 晶君、賛成討論。

○中原 晶議員 先ほどの質問におきまして、国力の増強という表現の内容を確認させていただきました。私は国力の増強という言葉に物々しい印象を受けたものですから念のためと思って確認をさせていただきましたが、軍事的な意味合いはないということでありました。この本文の後半部分に書かれている町村がこれまで果たしてきた役割、また今後の方向性について示されている内容については大いに賛同するものでありますから賛成をする立場であります。道州制については現在ある地方自治を破壊するものであり、行うべきではないという立場であります。実際にこの間行われてきた市町村合併によって、特に末端に位置する小さなまちにおいてはサービスが切り捨てられ、またさまざまな負担がふやされてきたという事実を踏まえての町村議会議長会における決議等に結実しているわけでありますから、本意見書については大いに賛同したいと思えます。

○田島乾正議長 中原 晶君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより意見書案第1号、道州制導入に断固反対する意見書(案)を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○田島乾正議長 起立多数です。よって意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

○田島乾正議長 日程4、意見書案第2号、深日港の活性化について要望意見書(案)を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。岬町議会議員、中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま議長の許可を得ましたので、意見書案第2号、深日港の活性化について要望意見書(案)を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出いたします。

提出者は私、岬町議会議員、中原 晶。賛成者は次のとおりであります。敬称を略させていただきます。

賛成者	岬町議会議員	川端 啓子
	〃	竹内 邦博
	〃	竹原 伸晃
	〃	道工 晴久
	〃	鍛冶 末雄
	〃	豊国 秀行
	〃	奥野 学
	〃	小川日出夫
	〃	反保多喜男
	〃	辻下 正純
	〃	出口 実

以上であります。

趣旨説明は、朗読によりかえさせていただきます。

深日港の活性化について要望意見書（案）

深日港は、貨客船の交流港として南大阪・隣接和歌山県と四国・兵庫県淡路島を結ぶ海路交通の要衝としてにぎわっていた。国の施策による明石海峡大橋の開通を契機として、海運業の衰退により平成13年に全ての航路が廃止され、港湾機能の低下や港湾施設等の老朽化が進んでいる。

平成7年1月に発生した阪神淡路大震災時には、四国・淡路島への海路による震災支援港として大きく貢献をした。

また、本年4月に発生した淡路島を震源とする地震では被災地の洲本市へ災害支援活動を迅速に対応し、救援物資を海上ルートで届け、港湾を災害支援基地とした海上ルートの重要性が確認されたところであり、そのためにも下記事項について強く要望するものである。

要望事項

1、深日港を災害支援基地港として港湾の耐震整備

今後、発生が予想される東南海・南海地震での津波高が低いとされている深日港を、関西国際空港や和歌山地域への迅速な対応が可能な災害支援拠点港とすべく早期整備を要望する。

2、航路復活の船舶接岸施設整備

深日港は岬町都市計画基本構想においても人、物の交流拠点として深日港周辺の整備を計画

であるが、過去の台風や地震等の被害で著しい損傷箇所が多く見られ、就航当時の船舶接岸施設は老朽化している。また長年港内の浚渫も実施されていないため、船舶の接岸が懸念されており、船舶の安全航行のために港内の機能診断と必要な改修を要望する。

3、「近畿みなとオアシス」制度の登録

「近畿みなとオアシス」を活用する地域振興を目的とした事業後、深日港をその目的の中心に位置づけ、深日港と洲本市との航路再開を目指し、にぎわいのある深日港を核とした地域資源を活用し、岬町の将来展望の事業を進めていくためにも最大限の協力を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成25年9月20日、大阪府泉南郡岬町議会。

提出先は国土交通大臣及び大阪府知事であります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○田島乾正議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより意見書案第2号、深日港の活性化について要望意見書(案)を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致であります。よって意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

○田島乾正議長 以上をもって、今期定例会の会議に付された事件は全て議了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、平成25年第3回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

(午後0時21分 閉会)

以上の記録が本町議会平成25年第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成25年9月20日

岬町議会

議 長 田 島 乾 正

議 員 竹 内 邦 博

議 員 小 川 日出夫